

もっていけば払った費用は償還して貰える。薬については疾病金庫が後で償還してくれる。

外国旅行の際は事情がことなる。オーストリアやベルギー、デンマーク、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、それにユーゴスラビア、ルーマニアおよびスウェーデン、スペイン、ギリシャ、ポルトガル、トルコに旅行するときは、事前に証明書を疾病金庫に請求しておかねばならない。これらの国では証明の書式が交換されていて、無料か安い費用で保険給付が受けられることになっている。東ドイツ、イギリス、北アイルランドは証明は必要でなく、国の保健官庁が費用を一切負担する。

病気の場合余分の金を払わないようにするにはどうすればいいかということは金庫が証明書と一緒に出す注意書きに記されている。外国の疾病金庫の手を煩わさないで被保険者が自分で医者の費用を支払う場合は（例えばオーストリアではなあそうであるが、政府が決めた条件では医者にかかりたくないようなどき）、金庫に直接計算書を持参し、償還を受けるわけである。

これは社会保険協定を結んでいない国の医者に支払う場合も同様である。この償還は通常は全額行われない。残りの、運賃をも含む部分について補償してほしいときは、民間の外国旅行疾病保険に入らなければならない。

この場合相当な保険額に対して1週間当たりほんの数マルク払うだけでよい。この特別保険は保険会社で直ぐ簡単に処置してくれ、旅行社や自動車クラブでもこの種の私的保険を扱っている。

民間の疾病保険に加入している者はこうした余分の心配は必要ない。全欧どこでも、また他の大陸なら1カ月以内は、西ドイツ国内と同じ保険保護があることになっている。

Suddeutsche Zeitung, 1978, 7, 4

(安積銳二 国立国会図書館)

### 社会保険こぼれ話

## 社会保険制度の改正

(フィリピン)

フィリピンは社会保険の仕組みを用いて、老齢、廃疾、遺族、疾病、出産および労働災害補償の諸給付を実施している。これらのうち、老齢退職給付と廃疾給付は大統領令第1202号により、1978年1月1日から訂正され、たとえば、給付額が若干引上げられた。このときの訂正により、従来、労働法で使用者の責任を規定していた出産時の現金給付と出産休暇が、社会保険制度に導入された。

新しく採用された出産時の現金給付は、分娩予定日前の12カ月間に3カ月以上拠出を支払った被用者（女子被保険者）を対象としている。給付は分娩予定日前の12カ月間ににおいて最も高かった賃金の6カ月を算出対象として計算され、支給率は平均賃金日額の100%である。この支給率は労働法で規定した支給率と同一である。給付の支給期間は45日間である。労働法支給期間は6週間（出産前の2週間、後の4週間）だから、上記の新しい支給期間は労働法の期間よりやや長い。財源調達では、10段階の賃金等級を用い、拠出率は賃金支払総額の0.4%である。この制度で拠出給付算定基礎とする収入の最高は月額1,000ペソである。

ISSA, Asian News Sheet, Vol. VIII, No. 3,  
July 1978, P. 21.

(社会保険研究所 平石長久)